

事務連絡  
令和2年6月19日

公益社団法人 岡山県医師会  
一般社団法人 岡山県歯科医師会  
一般社団法人 岡山県薬剤師会  
一般社団法人 岡山県病院協会  
一般社団法人 岡山県訪問看護ステーション連絡協議会

御中

岡山県後期高齢者医療広域連合長  
(公印省略)

平成30年7月豪雨に係る一部負担金等免除の期間終了について (通知)

向暑の候、貴職におかれましては益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

平素は、岡山県後期高齢者医療広域連合の運営にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当広域連合は一部負担金等の免除の期間終了について次の取扱いとしますので、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

- 1 一部負担金等免除終了日  
令和2年6月30日診療分  
※交付済みの免除証明書の免除有効期間も令和2年6月30日までとしています。
- 2 免除対象者への周知  
当広域連合のホームページに掲載することと、免除対象者に現在有効の免除証明書を送付する際の通知文書に、「令和2年6月30日までに限りです」と明記して通知しています。
- 3 一部負担金等免除の医療機関等窓口での手続き  
免除措置終了に伴い、令和2年7月1日診療分以降は一部負担金等の徴収が必要となります。
- 4 その他
  - (1) 免除証明書に記載している期間内に受診し、一部負担金等を医療機関等で支払ってしまった場合は、お住いの市町村に申請することで後日還付を受けることができます。
  - (2) 診療報酬の請求について、免除期間中の対象レセプトは特記事項に96又は97を入れて国保連合会へ請求してください。

お問い合わせ先  
岡山県後期高齢者医療広域連合  
業務課 Tel.086-245-0090